

建築技術革新支援事業

公募要領

一 東京都公文書館改築工事における

太陽電池モジュール（発電電力量）に関する技術一

東京都財務局

目 次

I 公募要領	1
1 公募の目的	2
2 スケジュール	2
3 用語の定義	2
4 対象施設	2
5 公募する新技術	3
6 新技術の条件	3
7 公募参加資格要件	3
8 公募関係資料	3
9 質問及び回答	4
10 応募資料の提出	4
11 ヒアリング等	4
12 新技術の審査・選定	5
13 選定結果の通知	5
14 選定の取消し	5
15 選定技術の取扱い	5
16 選定技術の検証及び標準化	5
17 その他	6
18 担当部署	6
II 書類様式	7
1 書類様式について	8
2 応募資料作成要領	8
建築技術革新支援事業応募申請書（様式1-1）	10
建築技術革新支援事業応募申請書（様式1-2）	11
新技術概要書（様式2）	12
施工実績内訳書（様式3）	15
質問書（様式4）	16
回答書（様式5）	17
審査結果通知書（様式6）	18

I 公募要領

1 公募の目的

平成 28 年 3 月に改定された「東京都環境基本計画」では、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 2024 年までに 20%程度、2030 年までに 30%程度に高めるという目標を設定した。

都有施設についても、この目標達成に向けて都自らが率先的に太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー設備の導入を進めていく必要がある。

このため、東京都公文書館改築工事における太陽電池モジュール（発電電力量）に関する技術を公募することとする。

2 スケジュール

1	公募要領等の公表 HP への掲載開始	平成 28 年 8 月 26 日(金)
2	質問受付期限	平成 28 年 9 月 12 日(月) 午前 9 時まで
3	質問回答予定日	平成 28 年 9 月 16 日(金)
4	応募資料の提出期間	平成 28 年 9 月 26 日(月) から 平成 28 年 10 月 7 日(金) まで(必着)
5	審査期間(予定) (必要に応じて応募者 に対してヒアリング実施)	応募資料受領後から 平成 28 年 12 月上旬頃まで
6	選定結果の通知(予定)	平成 28 年 12 月中旬頃

3 用語の定義

この公募要領における用語を次のとおり定義する。

(1) 標準的技術

東京都財務局が施行する建築物に係る工事において標準的に使用される技術等

(2) 新技術

民間事業者等により開発された実用可能な技術で、活用の効果が標準的技術と同程度以上の技術

(3) 応募者

本公募に参加しようとする者

(4) 共同応募者

応募者が開発した新技術の性能を確保するために必要不可欠な技術を保有する者で、本公募に共同で参加しようとする者

(5) 行政機関等

国及び地方公共団体とそれらに附属する研究機関等の全ての機関、特殊法人（株式会社を除く。）、公益法人又は大学法人等

(6) 共同開発者

応募者による新技術の開発に参画した個人、民間企業又は行政機関等

4 対象施設

本公募で募集する新技術の採用について検討を行う施設は、次の施設である。

(1) 名称

東京都公文書館

- (2) 場所
東京都国分寺市泉町二丁目102番 9
- (3) 事業概要
別添「事業概要書」のとおり

5 公募する新技術

東京都公文書館改築工事における太陽電池モジュール（発電電力量）に関する技術

6 新技術の条件

応募する新技術は、次の(1)から(4)までの全ての事項を満たすものでなければならない。

- (1) 活用の効果が標準的技術と同程度以上であること。
- (2) 第三者の特許権等の権利を侵害していないこと。
- (3) 関係法令等に適合していること。
- (4) その他、公共工事に使用する上で問題が生じないこと。

7 公募参加資格要件

応募者及び共同応募者は、次の(1)から(8)までの全ての事項に該当する者でなければならない。

- (1) 応募する新技術を自ら開発し、かつ、それを基にした事業を実施する上で必要な権利及び能力を有する個人又は民間企業であること（代理店等は除く。）。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者でない者であること。
- (5) (4)に掲げる者から委託を受けた者並びに(4)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員でない者であること。
- (6) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条第1項の規定による排除措置期間中でない者であること。
- (7) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき、破産法(平成16年6月2日法律第75号)第18条又は第19条の規定による申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、東京都（以下「都」という。）が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にない者であること。
- (8) この公募に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者(東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たる者)でないこと。

8 公募関係資料

公募の開始：平成28年8月26日(金)

本公募に関する資料は次のとおりである。

- ・公募要領
- ・事業概要書

・技術条件書 ほか

これらの資料は、財務局ホームページ（以下「HP」という。）に平成28年8月26日（金）より掲載している。URLは次のとおりである。平成28年度の公募関係資料を利用し、応募すること。

<http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/kentikuhozen/shingijutu/shingijutu.html>

なお、技術条件書別紙3については、9(1)イの電子メールアドレスに資料希望する旨を記載し、送付すること。メール受領後、希望者に対して、技術条件書別紙3をメールにて返送する。

なお、メールの締切りは、10月6日（木）午後5時までとする。

9 質問及び回答

(1) 質問の受付

本公募に関する質問があるときは、質問書（様式4）を用いて、質問事項等を記入し、電子メールにて提出する。提出方法等については次のア～ウのとおりとする。

ア 質問受付期限：平成28年9月12日（月）午前9時まで

イ 電子メールアドレス：S0000079@section.metro.tokyo.jp

ウ 電子メール記載件名：「東京都公文書館改築工事における太陽電池モジュール（発電電力量）に関する質問書」

(2) 回答

質問に対する回答は、回答書（様式5）を用いて、平成28年9月16日（金）午後5時まで、質問書に記載されたメールアドレスへ送信する。

また、その内容は、HPに原則掲載する。

10 応募資料の提出

(1) 様式

応募者は、「Ⅱ 2 応募資料作成要領」に基づき応募資料を作成しなければならない。

(2) 提出方法

応募資料は、持参又は郵送（書留）若しくは信書便（書留に準ずるもの）により提出する。

(3) 提出期間

ア 持参による場合

平成28年9月26日（月）から10月7日（金）までの東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 郵送又は信書便による場合

平成28年9月26日（月）から10月7日（金）まで（必着）

(4) 提出先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 35階南側

東京都財務局建築保全部技術管理課 建築技術担当

電話 03-5388-2834

11 ヒアリング等

(1) ヒアリング

都は、応募資料の内容を確認するため、個別に説明を求めることがある。この場合のヒア

リング日時、方法等については、当該応募者と事前に調整を行う。

(2) 追加資料の提出

都は、応募資料の内容を確認するため、個別に追加資料の提出を求めることがある。

12 新技術の審査・選定

(1) 都は、応募資料について、HPに掲載している審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最も優秀な技術を選定する。

(2) 都は、6の条件又は7の要件を満たしていない応募資料については、審査を行わない。

13 選定結果の通知

12の選定の結果は、審査結果通知書（様式6）により通知する。

14 選定の取消し

選定された新技術（以下「選定技術」という。）が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、都は、当該新技術の選定を取り消す。

(1) 選定技術が、6の条件を満たさないことが判明したとき。

(2) 選定技術の応募者（以下「選定者」という。）が、7の要件を満たさないことが判明したとき。

(3) 選定者が、虚偽その他不正な手段により応募したことが判明したとき。

(4) 選定者から選定を辞退する旨の申請があったとき。

(5) 前各号に定めるほか、選定を取り消す必要があると都が認めたとき。

15 選定技術の取扱い

(1) 都は、対象施設の設計業務において、選定技術の採用の可否について検討する。

(2) 選定者は、対象施設の設計業務受託者若しくは工事受注者から選定技術の採用に関して資料作成等の協力の依頼を受けたときは、これに応じなければならない。この資料作成等に要する費用負担は、選定者と設計業務受託者若しくは工事受注者間の協議により決定する。

また、選定者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、都と協議しなければならない。

(3) 都は、選定技術の内容について、選定者の承諾なく12の審査・選定に関わる者、対象施設の設計業務受託者及び工事受注者並びに16の検証に関わる者に対して開示できるものとする。

(4) (1)(2)の規定にかかわらず、更なる技術革新等により選定技術の優位性や採用の妥当性等が認められなくなった場合には、都は、選定技術を対象施設に採用しないことがある。

16 選定技術の検証及び標準化

(1) 都は、対象施設の工事施工中から工事完了後において、選定技術の導入効果について検証を行う。この検証において、都から立会い又は資料の提出を求められたときは、選定者はこれに応じなければならない。

(2) (1)の検証の結果、一定の導入効果が認められるときは、都において標準的な技術に採用することがある。

17 その他

(1) 選定技術の内容については、選定者と協議の上、その概要をHPに掲載する。その際、応募時と異なる様式に技術内容を記入し、提出を求めることがある。

また、選定技術以外についても、応募者と協議の上、その概要等をHPに掲載することがある。

(2) 10の応募資料の提出及び11のヒアリング等に要する費用は、応募者の負担とする。

(3) 16の検証に要する費用は、原則として、都の負担とする。(旅費等軽微なものは除く。)

(4) 都は、10で提出された応募資料について、当該応募者の承諾なしに本公募以外の目的には使用しない。ただし、選定技術については15(3)のとおりとする。

(5) 応募者が都に提出した資料は返却しない。

(6) 応募者は、10の応募資料の提出後、13の選定結果の通知を受領するまでの期間において、いつでも任意の文書の提出をもって当該応募を辞退することができる。

また、この辞退により応募者に不利益が生ずることはない。

(7) 当該施設管理者及び事業主管局等の関係者への問い合わせは、行ってはならない。

(8) 現地確認を行う場合は、不特定多数の来庁者が自由に出入り出来る範囲を除き、本業務及び本業務に関連する施設の敷地内に立ち入らないこと。

18 担当部署

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 35階南側

東京都財務局建築保全部技術管理課 建築技術担当

電話 03-5388-2834

Ⅱ 書類様式

1 書類様式について

応募等に用いる書類の様式は、次のとおりである。

- (1) 建築技術革新支援事業応募申請書（様式1-1、様式1-2）
- (2) 新技術概要書（様式2）
- (3) 添付資料（様式は任意）
- (4) 施工実績内訳書（様式3）
- (5) 質問書（様式4）
- (6) 回答書（様式5）
- (7) 審査結果通知書（様式6）

応募資料に使用する言語は日本語とする。やむを得ず他国の資料を提出する場合は、日本語で解説を加えること。

また、使用する通貨は日本円とし、単位は日本の計量法に定めるものとする。

応募資料の大きさはA4版とする。ただし、任意の添付資料で、パンフレット等でA4版では判読できない等の不都合が生じる場合は、任意の大きさに提出することができる。

応募資料は、A4版のフラットファイルにまとめて1冊とし、これを7冊提出する。

2 応募資料作成要領

次の(1)から(4)までを7冊提出する。

審査は、様式2、様式3及び添付資料で行う。

(1) 建築技術革新支援事業応募申請書（様式1-1、様式1-2）

応募者及び共同応募者は、応募技術を開発した「個人」又は「民間企業」とする。応募者が「個人」の場合は、会社名を「個人」と記入する。

なお、応募者は、共同応募者及び共同開発者がいる場合は必ず記入し、いない場合は「なし」と記入する。

提出資料に記載のある材料供給等の関連会社についても記入し、関連会社の印鑑が必要である。

なお、複数社の印鑑が必要となる場合、応募者のみの押印で応募申請書（様式1-1）を提出し、全ての関連会社の押印がされた応募申請書（様式1-2）を平成28年11月4日（金）までに提出する。

(2) 新技術概要書（様式2）

応募する技術名称は、応募者にて任意に設定したものを記入する（商品名、製品名、工法名等でもよい。）。

新技術概要書は、事業概要書及び技術条件書等に基づき簡潔に記入し、全体でA4用紙の片面印刷6枚までとする。新技術概要書の補足説明や記載内容の根拠等を証明する資料等を(3)添付資料として提出する。

技術の概要は、200字以内で簡潔に記入する。

技術の詳細は、次に示す内容に従って記入する。

① 応募技術の特徴

応募技術の特徴について、簡潔に記入する。

② 応募技術を使用する上での留意点など（適用条件及び適用範囲など）

効果が十分発揮できる施工条件や、設計又は施工する上で配慮等すべき事項について記入する。

③ 技術条件書に関する内容

A 性能基準、B 機能性、C 先進性、D 経済性、E 施工性

「A 性能基準」、「B 機能性」、「D 経済性」及び「E 施工性」については、技術条件書の項目ごとに記入することとし、必要に応じて、(3)添付資料を根拠となる資料として提出する。

「C 先進性」については、特許等の有無や取得年等を記入する。技術論文については査読論文、口頭論文の違いを明確に記入する。論文タイトル・誌名等を記入する場合は、多数あっても代表的なもののみを記入する。先進性を証明する資料（コピー等）は、(3)添付資料として提出する。

記入項目ごとの行数、文字の大きさ、行間等は任意とし、必要に応じてイラスト、図面、写真等を添付することができる。

なお、これらは第三者が保有する著作権等を侵害していないこと。

(3) 添付資料（様式は任意）

(2)新技術概要書の記入内容について、根拠資料*を添付する。

なお、添付資料は、第三者が保有する著作権等を侵害していないこと。

※根拠資料（パンフレット、カタログ等を抜粋しても良い）

- ・ 応募技術の特徴が分かる資料
- ・ 太陽電池モジュールを技術条件書別紙1で示す条件の範囲内に設置できることが確認できる資料
- ・ 発電電力量の算定過程が分かる資料
- ・ 反射光が建築物の居住性に支障をきたさない根拠となる資料
- ・ 適用条件、適用範囲、留意点について説明する資料
- ・ 性能基準、機能性を示す実験結果等の資料
- ・ 先進性を証明する資料（コピー等）
- ・ 経済性に記載したコストの算定過程が分かる資料（機器本体や部品の価格、オーバーホールの費用等を含む）
- ・ 施工性について記載した内容の根拠となる資料 等

(4) 施工実績内訳書（様式3）

応募する新技術について、日本国内における主な施工実績を、最大20件まで記入する。

建築技術革新支援事業応募申請書

「東京都公文書館改築工事における太陽電池モジュール（発電電力量）に関する技術」
建築技術革新支援事業公募要領に基づき応募申請します。

応募申請に当たっては、次の1及び2について確認しています。

- 1 応募する技術は、「6 新技術の条件」に掲げる全ての事項を満たしています。
- 2 応募者として、「7 公募参加資格要件」に掲げる全ての事項に該当しています。

平成 年 月 日

東京都財務局建築保全部
技術管理課長 殿

応募者	
共同応募者 住所 会社名 代表者名 電話番号	⑩
共同応募者 住所 会社名 代表者名 電話番号	⑩
共同開発者 住所 会社名 代表者名 電話番号	⑩
共同開発者 住所 会社名 代表者名 電話番号	⑩

※ 会社名は、個人の場合は「個人」と記入してください。

※ 複数社の印鑑が必要となる場合、応募者のみの押印で応募申請書（様式1-1）を提出し、全ての関連会社の押印がされた応募申請書（様式1-2）を平成28年11月4日（金）までに提出する。

新技術概要書

作成日：平成 年 月 日

公募技術名称	東京都公文書館改築工事における太陽電池モジュール（発電電力量）に関する技術
応募する技術名称	
技術の概要（200字以内）	
技術の詳細	
① 応募技術の特徴	
② 応募技術を使用する上での留意点など（適用条件及び適用範囲など）	

③ 技術条件書に関する内容 ※「技術条件書」にある A～E の内容について記入する。

A 性能基準

ア

イ

ウ

エ

B 機能性

オ

カ

キ

ク

ケ

C 先進性

コ 1) 特許等取得状況

ア 特許の取得 有り 出願中 無し 取得年 年

イ 実用新案取得 有り 出願中 無し 取得年 年

ウ その他取得 有り 出願中 無し 取得年 年

内容、取得先等： _____

2) 技術論文の公表

有り (査読 口頭) 無し

タイトル・雑誌名・時期等： _____

3) 業界誌、新聞等への掲載

有り 無し

誌名・時期等： _____

4) その他 ()

有り 無し

内容： _____

D 経済性 (技術条件書で求められているイニシャルコスト、ランニングコスト等を記入。税別)

サ

シ

ス

E 施工性

セ

ソ

タ

※ 新技術概要書は、記載項目ごとの行数は任意に変更しても構いませんが、全体でA4用紙の片面印刷で6枚までとします。

※ 整理番号欄には記入しないでください。

※ 記入内容の根拠資料等は、添付資料として提出してください。

整理番号	
------	--

施工実績内訳書

作成日：平成 年 月 日

番号	発注者	工事件名	施工場所	施工年度	施工数量
(例1)	東京都	都立東京高校(25)改築工事	東京都新宿区	平成25年	1,500 m ²
(例2)	民間	某事務所ビル新築工事	埼玉県さいたま市	平成20年	1,200 m ²
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

- ※ 応募する新技術について、日本国内における主な施工実績を、例に倣い最大20件まで記入してください。
- ※ 提案した技術が複数種類ある場合は、技術別に施工実績を記載してください。
- ※ 発注者が民間の場合は、例のように特定できない表現としても構いません。
(差し支えなければ正式な名称を記入してください。)
- ※ 施工数量の単位は、m、m²、m³、箇所、台等、任意に設定してください。
- ※ 記入内容の根拠資料等は、添付資料として提出してください。

平成 年 月 日

東京都財務局建築保全部
技術管理課長 殿

（ 応募者 ）
住 所
会 社 名
代 表 者 名
（連絡担当者）
所 属 部 署
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
メー ル ア ド レ ス

質 問 書

「東京都公文書館改築工事における太陽電池モジュール（発電電力量）に関する技術」の内容について、次のとおり質問します。

（ / ）

No	質問事項	回答

（注）

- 1 質問がない場合は、質問書を提出する必要はありません。
- 2 表の右側には、記入しないでください。
- 3 記入欄が不足する場合は、任意の用紙（A4版）を使用し、右上に番号を連番で記載してください。

平成 年 月 日

殿

東京都財務局建築保全部
技 術 管 理 課 長

回 答 書

「東京都公文書館改築工事における太陽電池モジュール（発電電力量）に関する技術」に関して、提出された質問事項については、下記のとおり回答します。

記

(/)

No	質問事項	回答

審査結果通知書（様式6）
28財建技第 号
平成 年 月 日

殿

東京都財務局建築保全部
技術管理課長
（公印省略）

審査結果通知書

平成 年 月 日付けで提出された「東京都公文書館改築工事における太陽電池モジュール（発電電力量）に関する技術」の新技术概要書に対する審査結果について、下記のとおり通知します。

記

審査結果

新技术概要書の 選定の種類	<input type="checkbox"/> 選定 <input type="checkbox"/> 非選定
技術名称	
非選定とした理由 (非選定の場合のみ記載)	

※ 本通知に対して苦情がある場合には、本通知を受理した日の翌日から起算して10日以内（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日を除く。）に、書面により非選定理由について、説明を求めることができます。

問合せ先

財務局建築保全部技術管理課建築技術担当

電話 03-5388-2834